

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会

2022年12月 VOL. 77

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

冬晴れの気候が続いておりますが、朝晩は大変気温が低くなっておりますので、風邪・インフルエンザ等にかからないよう体調管理に十分留意する様をお願いします。又、コロナウイルス感染症は全国的に第8波に突入し、感染者数が急増しておりますので、引き続き、大声での会話禁止、密集した場所の回避、うがい、手洗い等の感染症対策と防寒対策を徹底願います。

年末のご挨拶

本年3月から新型コロナウイルス感染症の水際対策が段階的に緩和され、約2年ぶりに新規技能実習生の入国が認められました。組合企業様ではようやく実習を実施する事が出来る状況となりました。又、技能実習完了後も帰国出来なかった実習生も順次帰国出来るようになり、実習制度が機能して参りました。

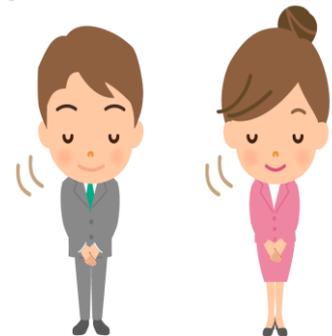
コロナ感染症予防対策を皆様が継続して徹底していただいた結果、多数の感染者を出す事なく、無事1年を終える事が出来ました。

これは、ひとえに組合企業様のご協力のおかげですので、深く感謝申し上げます。

年末を迎えコロナ感染症第8波のピークを迎えておりますので引き続き、感染症対策を的確に実施願います。

来年も組合職員一同、更なる業務の向上を目指して、精励して参りますので、これからもよろしくお願い致します。

ありがとうございます



年末年始休暇中の実習生について

毎年長期の休暇の折りに技能実習生をめぐりトラブルが発生しております。宿舎内での火の元や、夜間の騒音（洗濯機の使用、テレビ・ラジオ・音楽の視聴）等の苦情がトラブルの原因となります。その他電車内での携帯電話（通話、音声でのメール、音楽＜音漏れ＞）、繁華街での勧誘、WEB 決済等でトラブル発生の報告を受けております。つきましては、これらの事情を年末年始休暇前に実習生向けに十分勧告いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

070-3667-8667（杉戸）

080-4477-6005（廣畑）

080-4809-6669（李）

090-2323-7188（王）

水際対策見直し

有効なワクチン接種証明書を保持していない全ての入国者（日本人を含め）は、出国前 72 時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を入国時に、検疫所へ提出しなければなりません。有効なワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも提示できない方は、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められません。

出発国において搭乗前にワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状のある方については、入国時検査が実施されます。検査結果が陽性の場合、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。

デジタル庁は 2022 年 11 月 1 日から「Visit Japan Web (VJW)」をバージョンアップし、これまでの入国手続としての「入国審査」、「税関申告」に加え、新型コロナウイルスの陰性証明などを登録する「(MySOS)」を統合することで、ファストトラック機能を追加し、「検疫」も出来るものとなりました。「Visit Japan Web (VJW)」は海外からの入国者（日本人を含む）が、事前に検疫・入国審査・税関申告の入国手続を行えるウェブサービスです。

電子化された検査証明書のアップロード、入国時や入国審査に必要な情報、税関申告情報、登録された陰性証明書などの入力が可能です。

・入国前に行う事

- STEP0 アカウント作成・ログイン
- STEP1 利用者情報の登録
- STEP2 スケジュールの登録
- STEP3 必要な手続きの情報登録

・日本到着時に行う事

- STEP4 入国・帰国の手続で QR コード表示

現在、日本の各空港では、入国者の増加により、到着した時間帯によっては到着空港において検疫等の手続に時間を要しております。

※ 2号から 3号に移行する実習生の一時帰国について

「技能実習計画」の認定基準では、第 3 号技能実習に移行する場合、第 2 号技能実習の終了後、または第 3 号技能実習開始後 1 年以内に 1 ヶ月以上帰国する必要があります。

これまで出入国在留管理庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時帰国が困難な方については、航空便の運休や移動制限等により居住地に戻る事が困難な状況にあることが分かる資料が提出できれば、一時帰国せず 3 号 2 年目の在留を許可しましたが、現在出国者が増加している状況等を踏まえ、各地方出入国管理局の審査が厳しくなっておりますので、2 号から 3 号に移行した実習生については、まだ一時帰国がしていない場合は、速やかに一時帰国をさせて下さい。

今年もお世話になりました。
来年もよろしくお願い申し上げます。
良いお年をお迎え下さい。

